

博士学位論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第11号
------	---	------

氏名 山田亮子

論文題目 ヨーロッパの一体性を求めて
ー欧州統合へのイギリスの政府間主義的アプローチー

論文審査担当者

主査 愛知県立大学 教授 大野 誠

愛知県立大学 准教授 奥田 泰広

京都大学 准教授 斎藤 嘉臣

1. 学位論文の内容の要旨

イギリスは現在、欧州連合（EU）の加盟国であるにもかかわらず、統一通貨ユーロを採用しないなどのため、欧州統合に否定的もしくは消極的だと評価されている。本論文は、イギリス政府が第二次世界大戦後から21世紀初期までの外交・安全保障の領域で、政府間主義的アプローチとNATOを中心に据える大西洋主義により、一貫してヨーロッパの一体性を求めて積極的に活動してきたことを、政治・外交論ではなく、歴史的な手法によって立証しようとする。

序章では、ヨーロッパ統合をめぐる二つの立場があったことを指摘した後、先行研究の問題点を明らかにしている。この二つの立場とは、フランスがシューマン・プランで提案して以来の「国家主権の部分的放棄」による超国家的な欧州統合の立場と、イギリスが主導して戦後のヨーロッパ再建のために設立されたOEEC、欧州審議会、NATOなどにみられる政府間主義である。本論文は、イギリスの外交姿勢を「厄介なパートナー」、「優柔不断な傍観者」のように、欧州統合に否定的、もしくは消極的だとする評価を、超国家的な統合を目指すフランスやドイツなど欧州統合派からの偏った見方であると指摘する。この問題点を是正するために本論文は、「欧州統合派」が考慮してこなかったイギリスの政府間主義による外交・安全保障領域での活動に光を当てることが重要だと論じ、本研究で取り組む二つの課題を提示する。第一は、政府間協力の枠組みの形成過程を解明すること、第二は、その際のイギリスの役割を明らかにすること、である。

第1章「欧州政治協力（EPC）の進展とイギリス」では、1970年に登場した首相・外相クラス会議であり、政府間協力の枠組みである「欧州政治協力」（EPC）の成立・発展にイギリスが主導的な役割を果たしたことを、同時期に実現したイギリスのEC加盟、デタントの進行と関連づけて論じている。イギリスのEC加盟はEPCの成立と一体のものであったこと、またイギリスがEPCの活動を通して、政府間協力の立場から欧州統合に積極的に関わったことが明らかにされている。加えて、この時期のイギリスは、NATOでの協議の前段階として、EPCの協議を重視しており、ヨーロッパの結束をNATOの成立と不可分一体のものとする姿勢であったことも指摘している。さらに、研究の視点として、欧州統合の問題を経済分野に限定せず、外交・安全保障を含む政府間協力の領域に拡げて考察することが重要であると主張している。

第2章「ブレア政府の方針転換と共通外交・安全保障政策（CFSP）」では、EPCを継承し、EUの活動では3本柱の1つとなっているCFSPにイギリス政府がどのように関与したかを、ブレア政府の外交に焦点を絞って明らかにしている。

1997年に発足したブレア政府は、翌年にEUの防衛政策を積極的に進める方向へと従来の方針を転換し、それがEUの緊急対応部隊の創設につながった。これにより、EUは危機管理の領域で地域紛争に対処できるようになった。ブレア政府は欧州統合派の共同防衛方式ではなく、CFSPを危機管理の方向に向かうようにリードしたのであった。EU拡大によって新たに加盟した中立諸国と共同歩調をとったこと、および従来から対立することの多かったフランスと協調したことの意義も指摘している。

第3章「ブレア政府の欧州政策とイラク戦争参戦への道——二人の外相の視点から」では、ブレア政府のイラク戦争参戦に焦点を合わせつつも、先行研究とは異なり、アメリカとの関係を重視したブレアの立場ではなく、第1期・第2期の外相2人の立場にたって経緯を検討している。ブレア政権発足以来維持されてきたヨーロッパ重視の姿勢は、第2期の外相ストローによっても受け継がれており、この点からするとブレア首相のイラク戦争参戦の決断は自らの基本方針に逸脱するものであったと著者は指摘している。

第4章「イラク戦争後のEU安全保障・防衛政策の新展開——欧州憲法条約草案をめぐる攻防とブレア政府の功績」では、1998年のサン・マロ英仏共同宣言から2004年の欧州憲法条約草案の合意までを対象として、EUの新しい安全保障・防衛政策を成立させた経緯を明らかにし、この間のブレア政府の貢献について検討している。サン・マロ共同宣言以前の段階ではNATOをヨーロッパ唯一の防衛機構とするイギリスと、NATOの外でヨーロッパの独自防衛の枠組みを求めるフランスとの間に対立があったが、2004年にはEU加盟25か国が新しい安全保障・防衛政策としてCFSPの軍事領域を拡大・強化したCSDP(Common Security and Defence Policy)を組み込んだ欧州憲法条約草案に合意した。この過程においてイギリスもいくつかの点で方針転換を迫られたが、対欧州統合政策の基本である「政府間主義」と「NATO中心主義」を堅持していた。著者はイギリス政府が米欧を結びつける要として重要な役割を果たしたと結論している。

終章では、本研究の二つの課題と各章での検討事項に対して著者の見解を示し、本研究の成果を研究史上に位置づけている。本研究の成果とは、結局のところ、「欧州統合に消極的なイギリスという従来の見方を改め、統合が進展する方向を積極的に制御するイギリス」という新しい見方を提示したことにあつた。

2. 学位論文の審査の要旨

本研究はイギリスの政府間主義アプローチに注目して、欧州統合史におけるイギリスの位置を、定説とは逆にヨーロッパの一体性を求めて積極的に活動してきた国と捉えなおすなど、この方面の研究に斬新な見方を提供して、研究の新次元を開いた。

本研究の意義は次のような点にある。第一にイギリスの政府間主義アプローチに注目して、定説とは反対のイギリス像を描き出すことに成功していることである。先行研究の多くは、「厄介なパートナー」や「躊躇する欧州人」といった表現に見られるように、イギリスを欧州統合に否定的、もしくは消極的と捉えている。しかし、この評価は統合推進派の見方に由来するものであり、先行研究の問題点を是正するためには、研究の視点を変えて、いわばイギリス政府の立場で第二次世界大戦後からブレア政府にいたるまでのヨーロッパ外交・安全保障分野での活動を具体的に分析する必要があった。その結果、イギリス政府の政府間主義アプローチには一貫性があり、かつE P Cの成立のように幾つかの局面では明らかに欧州統合に貢献したことが明らかになった。この時期のイギリスのヨーロッパ外交・安全保障を、政府間主義アプローチで描き出した研究はほとんどなく、本研究の視点の斬新さは際立っている。

第二に、視点の斬新さは個別的なテーマについても見られる。第1章では、E C加盟、E P Cの成立、デタントの影響の3者を相互に関連づけながら、E U加盟が政府間主義アプローチによるE P Cの成立と一体の関係にあったことを、きわめて説得的に論じている。この章のもとになった論文がこの分野の専門誌である『E U学会誌』に掲載されたのもうなずける。第3章ではブレア政権の外交が、二人の外相の視点から検証されているが、こうした研究視座の論文はこれまでにない。

第三に、視点の斬新さは手堅い資料調査を基礎としていることである。欧州統合についての研究は多いが、本研究はそのなかで基本的な文献を手堅く押さえた上で、史料公開が進んでいない時代に関しても可能な限り当事者の回顧録や新聞記事、各種資料集を利用して事実の究明にあたらうとしている。本研究だけが扱っている新資料はないが、イギリスの政府間主義アプローチに関する必読文献はほぼ網羅されており、それらが立論の手堅さを保証している。

以上のように、本研究は斬新な見方を提起する一方で手堅い資料操作を基礎としているため、今後、この研究分野の発展に貢献する点は多いと思われ、高く評価したい。

一方、全体の論旨を損なうものではないが、個別的には今後再検討すべき点がいくつかある。

第一に、第1章で取り上げられているE P Cについては、ヒース政権時代とサ

ッチャー政権時代に事例が限定されている。特にヒース政権時代には、中東政策やキッシンジャーの「欧州の年」をめぐる米欧対立を巡っても、EPCは活性化している。それらの事例を検討対象に含めると、EPCの活性化の実態が一層鮮明に実証されたと思われる。同時に、ヒース政権後の第二次ウィルソン政権、キャラハン政権時代については言及がないため、EPCにおけるイギリスの貢献が分かりにくくなっているため、これらの時期について研究が必要である。

第二に、本研究はイギリスの政府間主義アプローチの意義を論じようとするあまり、イギリスが欧州統合を「リード」したとする評価を随所で述べているが、それはあくまで外交・安全保障の分野においてあてはまることである。シェンゲン協定やユーロ圏に入っていないことを念頭に置けば、外交・安全保障分野における統合への積極性は、欧州統合全体としてみれば、例外的な分野であるとする見方もありうる。経済・社会分野での統合の実態も視野に入れて、欧州統合の全体像を得るようにすべきである。

第三に、第3章は本研究全体の趣旨からすると、視点としては斬新な面があるものの、副次的な論点に傾きすぎている。著者は外相および外務省の方針がイギリス政府の方針であり、首相が本来の路線から逸脱したと解釈しているが、イラク戦争に関して外相の強い反対にも関わらず首相が参戦の決断したことをもって重く受け止めるべきである。また著者はこの時期の対米関係をブレアとブッシュの「個人的な関係」と受け止めているが、イギリス政府の路線が対米関係と対欧州関係のいずれを重視したかを判断するためには、対米関係についても歴史的経緯の考察を基礎とした包括的な分析が必要である。

以上の問題点は今後の課題というべきものであり、本論文の価値を損なうものではない。審査委員一同、本論文が博士（国際文化）の学位を得るにふさわしい内容を備えていると判断した。

3. 最終試験結果の要旨および担当者

報告番号	※第 11 号	氏名	山田 亮子
試験担当者	主査	愛知県立大学教授 愛知県立大学准教授 京都大学准教授	大野 誠 奥田 泰広 斎藤 嘉臣
(試験結果の要旨)			
<p>愛知県立大学学位規程第9条および第10条にもとづき、平成26年6月26日午後3時より、H棟405教室において一般に公開して、試験担当者一同が申請者に面接のうえ、論文内容および専門分野における研究能力について口述試験を行った結果、申請者は合格と認められた。なお、申請者は課程博士としての申請者であり、外国語試験を免除した。</p>			